

埼玉県消防学校学生懲戒処分等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県消防学校校則（昭和53年埼玉県規則第87号）（以下「校則」という。）第10条の規定に基づく学生の懲戒処分及び懲戒処分以外の処分（以下「懲戒処分等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒処分等の種類及び基準)

第2条 懲戒処分等の種類及び内容は、次項及び第3項のとおりとする。

2 懲戒処分とは、次に掲げるものを言う。

- (1) 退校 退学させること。
- (2) 謹慎 有期とし、この間の登校を認めないこと。
- (3) 訓告 注意を与え、将来を戒めること。

3 懲戒処分以外の処分とは、次に掲げるものを言う。

- (1) 嚴重注意 厳しく注意すること。
- (2) 注意 今後、気を付けるように指導すること。
- (3) 説諭 論じて言い聞かせること。

4 退校については、校則第10条第3項に規定に該当する者に対して行う。

5 謹慎、訓告、嚴重注意、注意及び説諭については、法令違反者、素行不良者、学業怠業者、学校の秩序を乱すような行為をした者などに対して、教育訓練上必要がある場合に行う。

6 懲戒処分等の基準については、校長が別に定める。

(懲戒委員会)

第3条 懲戒処分等を審議するため、懲戒委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、副校長兼主席講師、担当部長、主任講師及び講師をもって構成する。

ただし、救急救命士養成担当の副校長にあつては当該担当に係る事案についてのみ、主任講師及び講師にあつては教務担当に係る事案についてのみ出席するものとする。

3 委員会に委員長を置き、副校長兼主席講師をもって充てる。

4 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

5 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

6 委員長は、必要と認めた者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(状況報告)

第4条 教職員は、学生に第2条第2項及び第3項の懲戒処分等の対象となりうる行為があつたと認められるときは、速やかに当該学生を管理する主任講師又は救急救命士養成担当副校長（以下「主任講師等」という。）に報告するものとする。

(事実関係の調査)

第5条 主任講師等は、懲戒処分等対象行為に係る事実関係及びその処分の必要性等について調査を行うものとする。

2 前項の調査においては、当該学生に口頭又は文書による弁明の機会を与えるものとする。

3 主任講師等は、調査が完了したときは、速やかにその結果を校長及び副校長兼主席講師に報告するものとする。

(委員会への付議)

第6条 校長は、懲戒処分等の対象となりうる行為があったと認めるときは、当該行為者の処分について委員会に諮るものとする。

(審議結果の報告)

第7条 委員長は、委員会での審議結果を校長に報告するものとする。

(懲戒処分等の決定)

第8条 校長は、委員会の審議結果に基づき、懲戒処分等を決定する。

(懲戒処分等の通知)

第9条 校長は、懲戒処分を決定した場合は、処分理由を記載した懲戒処分書(様式第1号)を当該学生に交付するものとする。

2 校長は、前項の処分を行った場合は、当該学生の任命権者に速やかに通知するものとする。

3 校長は、懲戒処分以外の処分を決定したときは、副校長兼主席講師又は副校長を通じて、当該学生に伝達するものとする。

(庶務)

第10条 学生の懲戒及び措置に関する庶務は対象となる学生の担当において、委員会に係る庶務は総務・企画担当において処理するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年2月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

懲戒処分書

第 期

課程

学生番号

埼玉県消防学校校則第10条第1項の規定に基づき、次のとおり懲戒処分をする。

記

1 処分の内容

2 処分の理由

3 処分年月日

年 月 日

埼玉県消防学校長

印